

＜平成 30 年 10 月以降の改定分より＞

年間平均額を用いた随時改定（月額変更）が可能となります。

これまで固定的賃金の変動と業務上繁忙期が重なることにより随時改定に該当した場合、実際受けている報酬額と改定後の標準報酬月額との間に大きな差が生じていましたが、今後は年間平均額を用いた随時改定の選択を行えるよう取扱いの改正がありました。

ただし、随時改定の要件は下の改定要件～を全て満たし、月額変更届に事業主からの申立書（別添 1）と保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書（別添 2）を添付した場合となります。なお、年間平均額を用いた随時改定を適用するか否かは年金や保険給付の受給額にも影響するため、被保険者の任意事項となります。また、健康保険と厚生年金との間で異なる届出をすることは認められません。

【改定要件】

現在の標準報酬月額と、昇降給月以後の継続した 3 ヶ月間に受けた報酬の平均額との間に 2 等級以上の差があること。

昇降給月以後の継続した 3 ヶ月間に受けた報酬の平均額と、年間平均額の標準報酬月額との間に 2 等級以上の差があること。

昇降給月以後の継続した 3 ヶ月間に受けた報酬の平均額と、年間平均額の標準報酬月額に生じる差が、業務の性質上 例年発生することが見込まれること。

現在の標準報酬月額と、年間平均額の標準報酬月額との間に 1 等級以上の差があること。

年間平均額の標準報酬月額とは

次の の合算額から算出した標準報酬月額

昇降給月以後の継続した 3 ヶ月間に受けた固定的賃金の月平均額

昇降給月前の継続した 9 ヶ月間と昇降給月以後の継続した 3 ヶ月の計 12 ヶ月間に受けた非固定的賃金の月平均額

年間平均額の標準報酬月額の例

	H29.10	～	H30.3	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9
固定的賃金	25 万	～	25 万	25 万	25 万	25 万	25 万 +1 万	25 万 +1 万	25 万 +1 万
非固定的賃金	0 万	～	0 万	0 万	0 万	0 万	20 万	20 万	20 万
計	25 万	～	25 万	25 万	25 万	25 万	46 万	46 万	46 万

【H30.10 月以降の標準報酬月額】

＜通常の随時改定の場合＞

H30.7～H30.9 に受けた報酬の月平均額 46 万円 標準報酬月額 470 千円

＜年間平均額の随時改定の場合＞

$$(26 \text{ 万} + 26 \text{ 万} + 26 \text{ 万}) \div 3 = 26 \text{ 万円}$$

$$(0 + 0 \cdots + 20 \text{ 万} + 20 \text{ 万} + 20 \text{ 万}) \div 12 = 5 \text{ 万円}$$

$$+ = 31 \text{ 万円}$$

年間平均額の標準報酬月額 320 千円

